

令和2年度

「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」

令和2年5月

高砂市農業委員会

令和2年5月8日

高砂市長 様

高砂市農業委員会
会長 藤井 陽一

はじめに

わが国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生等様々な課題を抱えて大変厳しいものとなっております。

当農業委員会は平成28年4月に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により平成29年7月20日より新体制となり「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として位置づけられ、当委員会管内における農地等の利用の最適化の推進について、委員会活動を進めております。

また、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が施行され、国においては、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」（以下「基本計画」という）が策定され、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく方針転換されました。

都市農業の振興を図るとともに、地域防災・減災、地域コミュニティの活性化や豊かで良好な都市環境の形成など、多様な機能を有する都市農地の保全を図っていく必要があると考えます。

今後の都市農業の振興並びに農地等の利用の最適化を進めるにあたり、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見書を提出しますので、よろしく申し上げます。

1 遊休農地の発生防止及び解消

- (1) 令和2年4月より、市街化区域以外においても農地バンクの活用が可能となりましたが、農業振興地域内の農地でしか活用できない補助制度について、市街化区域以外のすべての農地に活用できるように国や県に要望していただきたい。

また、都市農地についても「都市にあるべきもの」と方針が出されているため、本市においても農地バンク制度を活用した遊休農地の解消に向けた制度の創設をしていただきたい。

- (2) 農業を営む上で農地の整備は重要であり、道路、水路等の基盤整備を行うことで、耕作の継続や担い手への集積がしやすくなります。

また、遊休農地の解消にも繋がると考えますので、基盤整備の実施をしていただきたい。

- (3) 都市農地は、豊かで良好な都市環境の形成や災害の軽減など多様な機能を有するため、地域住民が農作業を体験できる、市民農園の開設支援制度や管理支援制度の創設並びに都市との交流による優良農地の保全に努めていただきたい。

2 担い手の育成や支援

- (1) 新規就農者について

本市は農業振興地域もなく、人・農地プランも未作成であり、新規就農を希望する者においては、メリットとなるような、活用できる制度がないため、本市において新規就農を希望される者が、現れないのが現状です。

市内外からを問わず、新規就農を希望する意欲あるものが本市において農業を営んでいけるような制度の創設をしていただきたい。

- (2) 地域農業管理事業について

農業従事者の高齢化や遠方の者が相続することにより、農地の保全管理や耕作ができなくなり遊休農地が増加しています。

それらの遊休農地の解消策として農作業、休耕田の草刈や耕運の受託など、農地を管理する地域農業管理事業の組織の創設を検討していただきたい。

(3) 兼業農家・小規模農家について

農地の持つ多面的機能を確保し良好な生活空間を守るということでは、担い手の農地集積も大事なことであるが、当市においては、兼業農家、小規模農家が農家のほとんどを占めており、最も重要な役割を果たしております。

農地の持つ多面的機能を確保し良好な生活空間を守るためにも、兼業農家や小規模農家に対しても、今後、所有している農地を農地として管理していけるような支援を検討していただきたい。

3 その他

(1) 税負担の軽減について

市街化区域内農地を所有している農家からは、「固定資産税額が高く農業を続けていても採算が合わないから農業をやめたい」という意見をよく聞きます。実際、市街化区域内の農地を所有する農家や農地は毎年、大きく減少しています。

市街化区域内農地は災害への備えや良好な都市環境を守るという観点から「基本計画」において都市にも農地があるべきものと方針転換されており、農家が市街化区域内農地の維持・保全や農業を継続的に行っていくためにも生産緑地制度の創設等、農地の保有に係る税負担の軽減を検討していただきたい。

(2) 事務局職員の体制強化について

農業委員会等に関する法律の改正により農地利用の最適化（農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が必須業務となっています。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、人・農地プランの実質化において農業委員会の積極的関与が法令上明記されています。

これにより農業委員・農地利用最適化推進委員の活動は今後さらに多様化、複雑化するため委員の活動を支える事務局の体制強化が必須となっています。必要な知識と経験を有する職員の育成や職員数の増員を農業委員会等に関する法律第26条第5項に基づき協力していただきたい。